

障 発 0329 第 32 号
こ 支 障 第 96 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公印省略)

「介護給付費等の支給決定等について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しましたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

(別紙)

新 旧 対 照 表

○「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

改正後		現 行	
	障 発 第 0323002 号		障 発 第 0323002 号
	平成19年3月23日		平成19年3月23日
	一 部 改 正		一 部 改 正
	障 発 第 0330014 号		障 発 第 0330014 号
	平成19年3月30日		平成19年3月30日
	障 発 第 0331025 号		障 発 第 0331025 号
	平成20年3月31日		平成20年3月31日
	障 発 第 0401008 号		障 発 第 0401008 号
	平成21年4月1日		平成21年4月1日
	障 発 1210 第 5 号		障 発 1210 第 5 号
	平成22年12月10日		平成22年12月10日
	障 発 0928 第 1 号		障 発 0928 第 1 号
	平成23年9月28日		平成23年9月28日
	障 発 0330 第 30 号		障 発 0330 第 30 号
	平成24年3月30日		平成24年3月30日
	障 発 0329 第 15 号		障 発 0329 第 15 号
	平成25年3月29日		平成25年3月29日
	障 発 0331 第 27 号		障 発 0331 第 27 号
	平成26年3月31日		平成26年3月31日
	障 発 0220 第 9 号		障 発 0220 第 9 号

平成27年2月20日 障 発 0331 第 19 号 平成27年3月31日 障 発 0329 第 27 号 平成30年3月29日 障 発 0304 第 1 号 平成31年3月4日 障 発 0331 第 9 号 令和3年3月31日 障 発 0329 第 9 号 令和4年3月29日 <u>最終改正こ 支 障 第 ○ 号</u> <u>障 発 第 ○ 号</u> <u>令和6年3月〇〇日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 <u>こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長</u> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	平成27年2月20日 障 発 0331 第 19 号 平成27年3月31日 障 発 0329 第 27 号 平成30年3月29日 障 発 0304 第 1 号 平成31年3月4日 障 発 0331 第 9 号 令和3年3月31日 <u>最終改正</u>障 発 0329 第 9 号 令和4年3月29日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
---	---

介護給付費等の支給決定等について	介護給付費等の支給決定等について
標記については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 記	標記については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）及びこれに基づく関係法令等によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いを下記のとおり定め、平成 18 年 10 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 また、平成 15 年 3 月 28 日付け障発第 0328020 号当職通知「支援費支給決定について」、平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606001 号当職通知「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」及び平成 15 年 6 月 6 日付け障発第 0606002 号当職通知「児童福祉法第 21 条の 25 第 1 項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 記

第一 支給決定及び地域相談支援給付決定の基本的取扱い

障害福祉サービスの利用について介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）又は地域相談支援給付費若しくは特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに市町村に対して支給申請を行う。市町村は、障害福祉サービスの支給決定（以下「支給決定」という。）又は地域相談支援の給付決定（以下「地域相談支援給付決定」という。）を行うに当たって、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。

市町村は、申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、置かれている環境、当該障害者等の介護給付費等の受給の状況その他の主務省令で定める事項及びサービス等利用計画案を勘案して、支給の要否を決定し、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）又は地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めることとなる。

第二 障害支援区分の認定

障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指標であり、その認定の具

第一 支給決定及び地域相談支援給付決定の基本的取扱い

障害福祉サービスの利用について介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）又は地域相談支援給付費若しくは特例地域相談支援給付費（以下「地域相談支援給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者は、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに市町村に対して支給申請を行う。市町村は、障害福祉サービスの支給決定（以下「支給決定」という。）又は地域相談支援の給付決定（以下「地域相談支援給付決定」という。）を行うに当たって、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。

市町村は、申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、置かれている環境、当該障害者等の介護給付費等の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項及びサービス等利用計画案を勘案して、支給の要否を決定し、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）又は地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定めることとなる。

第二 障害支援区分の認定

障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指標であり、その認定の具

体的な方法等については、平成 26 年 3 月 3 日付け障発 0303 第 1 号当職通知「障害支援区分認定の実施について」等で既にお示ししているところであるが、対象となるサービスの種類、認定の有効期間、認定を受けた者の転出入時の具体的な取扱い等については次のとおりとする。

1 対象となるサービスの種類

市町村は、障害者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）附則第 63 条の 2 及び第 63 条の 3 の規定に基づき 15 歳以上 18 歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合及び精神保健福祉センター等の意見に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合を含む。以下同じ。）から介護給付費（特例介護給付費を含む。以下同じ。）又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含み、共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となるサービスに係る支給申請（同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要する支給申請」という。）があったときに、障害支援区分の認定を行う。

2～5 （略）

第三 障害児に係る支給決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けないこととし、障害児の支給決定は、従前の取扱いを基本にしつつ、平成 18 年 10 月からの取扱いは次のとおりとする。

体的な方法等については、平成 26 年 3 月 3 日付け障発 0303 第 1 号当職通知「障害支援区分認定の実施について」等で既にお示ししているところであるが、対象となるサービスの種類、認定の有効期間、認定を受けた者の転出入時の具体的な取扱い等については次のとおりとする。

1 対象となるサービスの種類

市町村は、障害者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 63 条の 2 及び第 63 条の 3 の規定に基づき 15 歳以上 18 歳未満の児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合及び精神保健福祉センター等の意見に基づき精神障害者である児童が障害者のみを対象とするサービスを利用する場合を含む。以下同じ。）から介護給付費（特例介護給付費を含む。以下同じ。）又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含み、共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となるサービスに係る支給申請（同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要する支給申請」という。）があったときに、障害支援区分の認定を行う。

2～5 （略）

第三 障害児に係る支給決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けないこととし、障害児の支給決定は、従前の取扱いを基本にしつつ、平成 18 年 10 月からの取扱いは次のとおりとする。

※ 対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はない。この場合、市町村は、当該児童が支援を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。

- ① 居宅介護又は短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査（別表1）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。また、NICU等での集中治療を経て退院した直後である場合をはじめ、5領域11項目の調査だけでは支給の要否及び支給量の決定が難しい乳幼児期（特に0歳から2歳）の医療的ケア児（以下「乳幼児期の医療的ケア児」という。）については、5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表2）における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されるか否かによって、それぞれの実施主体が判断する。

なお、短期入所については、障害児に係るこども家庭庁長官及び

※ 対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はない。この場合、市町村は、当該児童が支援を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。

- ① 居宅介護又は短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査（別表1）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。また、NICU等での集中治療を経て退院した直後である場合をはじめ、5領域11項目の調査だけでは支給の要否及び支給量の決定が難しい乳幼児期（特に0歳から2歳）の医療的ケア児（以下「乳幼児期の医療的ケア児」という。）については、5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表2）における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、支給決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

居宅介護のうち障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、障害児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されるか否かによって、それぞれの実施主体が判断する。

なお、短期入所については、障害児に係る厚生労働大臣が定める

厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）による障害児支援区分に基づき支給の要否を決定することとしているが、具体的な適用方法は次のとおりとする。 ※障害児支援区分 【区分 3】 別表 1 ①～④の項目のうち「全介助」が 3 項目以上又は別表 1 ⑤の項目のうち「ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援や配慮等が必要」が 1 項目以上 【区分 2】 別表 1 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が 3 項目以上又は別表 1 ⑤の項目のうち「週に 1 回以上の支援や配慮等が必要」が 1 項目以上 【区分 1】 区分 3 又は区分 2 に該当しない児童で、別表 1 ①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が 1 項目以上 ② 行動援護の申請があった場合、障害者と同様、<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準</u>（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「基準告示」という。）に定める別表に掲げる 12 項目の調査等を行い、合計点数が 10 点以上の者を対象とする（てんかん発作については、必ずしも医師意見書の提出を求める必要はなく、家族等からの申出のみでも可とする。）。 ③・④ （略） 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨	区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）による障害児支援区分に基づき支給の要否を決定することとしているが、具体的な適用方法は次のとおりとする。 ※障害児支援区分 【区分 3】 別表 1 ①～④の項目のうち「全介助」が 3 項目以上又は別表 1 ⑤の項目のうち「ほぼ毎日（週 5 日以上）の支援や配慮等が必要」が 1 項目以上 【区分 2】 別表 1 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が 3 項目以上又は別表 1 ⑤の項目のうち「週に 1 回以上の支援や配慮等が必要」が 1 項目以上 【区分 1】 区分 3 又は区分 2 に該当しない児童で、別表 1 ①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が 1 項目以上 ② 行動援護の申請があった場合、障害者と同様、厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号。以下「基準告示」という。）に定める別表に掲げる 12 項目の調査等を行い、合計点数が 10 点以上の者を対象とする（てんかん発作については、必ずしも医師意見書の提出を求める必要はなく、家族等からの申出のみでも可とする。）。 ③・④ （略） 第四 支給決定及び地域相談支援給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨
--	--

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第 34 条の 35 に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。 (1) 障害福祉サービス ① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 障害支援区分の認定を要する支給申請を行う障害者に対し、介護給付費又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。以下同じ。）の支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害支援区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害支援区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害支援区分が障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることにかんがみ、特に居宅介護等の訪問系サービスについては、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。 乳幼児期の医療的ケア児に対し、介護給付費の支給要否決定を行うに当たっては、5 領域 11 項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 <u>2 月 28 日</u>厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。）第 12 条に規定する支給決定の際に勘案すべき事項及び規則第 34 条の 35 に規定する地域相談支援給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。 (1) 障害福祉サービス ① 障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 障害支援区分の認定を要する支給申請を行う障害者に対し、介護給付費又は訓練等給付費（特例訓練等給付費を含む。以下同じ。）の支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害支援区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害支援区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害支援区分が障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることにかんがみ、特に居宅介護等の訪問系サービスについては、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。 乳幼児期の医療的ケア児に対し、介護給付費の支給要否決定を行うに当たっては、5 領域 11 項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を
---	---

超える介助等を要するものとして支給決定を行うこととして差し支えない。

また、訓練等給付費の支給対象となる障害福祉サービスに係る支給申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用を希望する場合又は入浴、排せつ若しくは食事等の介護を伴う場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要しない支給申請」という。）を行う障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市町村において必要な調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握するとともに、地域におけるサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、認定調査の調査項目のうち訓練等給付費に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考指標として適宜用いるものとする。（障害児については第三を参照のこと。）

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適当でない場合等を想定している。

②～⑥ （略）

超える介助等を要するものとして支給決定を行うこととして差し支えない。

また、訓練等給付費の支給対象となる障害福祉サービスに係る支給申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用を希望する場合又は入浴、排せつ若しくは食事等の介護を伴う場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要しない支給申請」という。）を行う障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者については、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握するとともに、地域におけるサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、認定調査の調査項目のうち訓練等給付費に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考指標として用いるものとする。（障害児については第三を参照のこと。）

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適当でない場合等を想定している。

②～⑥ （略）

(2) 地域相談支援 ① 障害の種類及び程度その他の心身の状況 地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者と同様に、<u>例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市町村において必要な調査を行い</u>障害の程度を含めた心身の状況を把握する。 ②～⑤ (略) 2・3 (略) 4 同時に支給決定又は地域相談支援給付決定ができるサービスの組合せ (1) 併給調整関係 個々の障害者等のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場	(2) 地域相談支援 ① 障害の種類及び程度その他の心身の状況 地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害支援区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者と同様に、<u>認定調査の調査項目に係る調査をもって</u>障害の程度を含めた心身の状況を把握する。 ②～⑤ (略) 2・3 (略) 4 同時に支給決定又は地域相談支援給付決定ができるサービスの組合せ (1) 併給調整関係 個々の障害者等のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者等の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場
---	--

合は併給を妨げないものとする。

具体例を挙げると次のとおりである。

① （略）

- ② 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）については、原則として利用することはできない。ただし、障害者支援施設又はのぞみの園に入所する者が一時帰宅する場合や共同生活援助を行う住居以外で単身生活の体験をする場合等においては、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護について支給決定を行うことは可能である。

なお、障害者支援施設又はのぞみの園の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に当該日中活動サービスを利用することは可能である。

また、障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける者が、共同生活援助を体験的に利用する場合には、その間、共同生活援助の利用が可能となるとともに、併せてその期間中の日中活動サービスの利用も可能である。

さらに、障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援

合は併給を妨げないものとする。

具体例を挙げると次のとおりである。

① （略）

- ② 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動に係る施設障害福祉サービス以外の障害福祉サービス（居宅介護等）については、原則として利用することはできない。ただし、障害者支援施設又はのぞみの園に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護について支給決定を行うことは可能である。

なお、障害者支援施設又はのぞみの園の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に当該日中活動サービスを利用することは可能である。

また、障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける者が、共同生活援助を体験的に利用する場合には、その間、共同生活援助の利用が可能となるとともに、併せてその期間中の日中活動サービスの利用も可能である。

さらに、障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援

を受ける者は、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援の利用も可能である。 ③・④ （略） ⑤ <u>退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービスを受ける障害者については、退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うことを趣旨としているため、利用者の地域における一人暮らし等の定着を促進する観点から、居宅介護や重度訪問介護、短期入所を含め、他の障害福祉サービスの支給決定を行うことが可能である。</u> ⑥～⑨ (2) （略） 5 （略） 第五 介護給付費等に係る支給決定及び地域相談支援給付決定 1 介護給付費等に係る支給決定 (1) （略） (2) 障害支援区分の認定を要しない支給申請に係る訓練等給付費の支給決定 障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者に対して、訓練等給付費の支給決定をする場合の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示別表介護給付費等単位数表の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合（解釈運用に当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。）に該当することを確認するほか、基本的には(1)の場合と同様であるが、一部のサービスを除き、一定期間	を受ける者は、地域移行支援における障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援の利用も可能である。 ③・④ （略） ⑤～⑧ (2) （略） 5 （略） 第五 介護給付費等に係る支給決定及び地域相談支援給付決定 1 介護給付費等に係る支給決定 (1) （略） (2) 障害支援区分の認定を要しない支給申請に係る訓練等給付費の支給決定 障害支援区分の認定を要しない支給申請を行う障害者に対して、訓練等給付費の支給決定をする場合の留意事項は、申請者の障害の種類及び程度その他の状況が、報酬告示別表介護給付費等単位数表の規定に基づき、当該障害福祉サービスの所定単位数が算定される場合（解釈運用に当たっては、報酬解釈通知に定める各障害福祉サービスの対象者を参照すること。）に該当することを確認するほか、基本的には(1)の場合と同様であるが、一部のサービスを除き、一定期間
--	---

の訓練を行うサービスであることを踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、より適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間（以下「暫定支給決定期間」という。）を設定した支給決定（以下「暫定支給決定」という。）を行うものとする。

なお、就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合（当該利用形態を以下「労働時間延長支援型」という。）は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合（当該利用形態を以下「復職支援型」という。）は、復職した日から起算して6月）を経過した障害者が利用するものであるため、暫定支給決定を行わずに支給決定を行うものとする。また、障害者の職場への定着を促進するため、一般就労を目指して就労移行支援等の利用を希望する障害者には、あらかじめ一般就労後の就労定着支援の利用を推奨することが望ましい。

① 暫定支給決定の対象サービス

市町村は、障害者から自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自

の訓練を行うサービスであることを踏まえ、障害者本人の希望を尊重しつつ、より適切なサービスの利用を図る観点から、利用を希望する障害福祉サービスについて、当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間（以下「暫定支給決定期間」という。）を設定した支給決定（以下「暫定支給決定」という。）を行うものとする。

なお、就労定着支援については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者が利用するものであるため、暫定支給決定を行わずに支給決定を行うものとする。また、障害者の職場への定着を促進するため、一般就労を目指して就労移行支援等の利用を希望する障害者には、あらかじめ一般就労後の就労定着支援の利用を推奨することが望ましい。

① 暫定支給決定の対象サービス

市町村は、障害者から自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自

立訓練)、就労移行支援又は就労継続支援A型(雇用契約を締結しない場合を含む。)の支給申請があったときは、勘案事項やサービス等利用計画案を踏まえて暫定支給決定を行うものとする。ただし、労働時間延長支援型については、暫定支給決定を要しないこととする。

就労継続支援B型については、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等であり、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を要しないものとするが、報酬解釈通知に定める当該サービスの対象者に留意の上、一般就労又は就労移行支援若しくは就労継続支援A型の利用が可能な者に対し、安易に就労継続支援B型の支給決定を行うことがないよう留意されたい。なお、暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。

②・③ (略)

2 地域相談支援給付決定

申請に係る地域相談支援給付決定をする場合の留意事項は、以下の点に留意するほか、申請者に係るその他の勘案事項及びサービス等利用計画案を十分に踏まえること。

また、その際には、必要に応じて法第51条の7第2項の規定に基づき市町村審査会、身体障害者更生相談所等の意見を聴くものとする。

立訓練)、就労移行支援又は就労継続支援A型(雇用契約を締結しない場合を含む。)の支給申請があったときは、勘案事項やサービス等利用計画案を踏まえて暫定支給決定を行うものとする。

就労継続支援B型については、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等であり、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を要しないものとするが、報酬解釈通知に定める当該サービスの対象者に留意の上、一般就労又は就労移行支援若しくは就労継続支援A型の利用が可能な者に対し、安易に就労継続支援B型の支給決定を行うことがないよう留意されたい。なお、暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。

②・③ (略)

2 地域相談支援給付決定

申請に係る地域相談支援給付決定をする場合の留意事項は、以下の点に留意するほか、申請者に係るその他の勘案事項及びサービス等利用計画案を十分に踏まえること。

また、その際には、必要に応じて法第51条の7第2項の規定に基づき市町村審査会、身体障害者更生相談所等の意見を聴くものとする。

(1) (略) (2) 地域定着支援 <u>申請者が次に掲げる者であることを確認する。</u> ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 ③ <u>居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者</u> 第六・第七 (略) 第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる（この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。）。) 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。	(1) (略) (2) 地域定着支援 ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 <u>なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。</u> 第六・第七 (略) 第八 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新 支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が終了する場合において、支給決定障害者等が引き続き当該障害福祉サービス又は地域相談支援の利用を希望するときは、市町村は、支給決定障害者等からの支給申請に基づき、勘案事項等を勘案した結果、サービスの利用継続の必要性が認められれば、改めて支給決定又は地域相談支援給付決定をすることができる（この支給決定又は地域相談支援給付決定を以下「支給決定又は地域相談支援給付決定の更新」という。）。) 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に当たっては、次のことに留意すること。
--	--

1 (略) 2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い 自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の<u>調査についても</u>、障害支援区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて<u>適宜行う</u>ことが考えられる。 (1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等 ① 標準利用期間が設定されているサービス 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについては、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を定めるとともに、規則第15条において支給決定期間を1年間（就労移行支援において、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間。<u>労働時間延長支援型又は復職支援型については6か月</u>）までとしている。この支給決定期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、各サービスごとに定められた標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。	1 (略) 2 支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に係る利用期間の取扱い 自立訓練等期限の定めがある訓練等給付費に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。なお、訓練等給付費の支給要否決定又は地域相談支援給付費の給付要否決定を行う際の<u>認定調査の調査項目に係る調査内容（参考指標としてのスコアを含む。）については、有効期間を特に設定していないが</u>、障害支援区分との均衡を考慮して、最長3年間の範囲内で、支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際し、障害者の心身の状況等に応じて<u>適宜見直しをする</u>ことが考えられる。 (1) 訓練等給付費等に係る障害福祉サービス等 ① 標準利用期間が設定されているサービス 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービスについては、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を定めるとともに、規則第15条において支給決定期間を1年間（就労移行支援において、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）までとしている。この支給決定期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、各サービスごとに定められた標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である。 なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な
--	---

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）。ただし、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

さらに、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）において、複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であって、かつ、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大1年間の更新に加え、さらに最大1年間（1回）の更新を可能とする。

②・③ （略）

④ 就労継続支援

就労継続支援事業の対象者のうち、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」については、支給決定の更新の段階で、協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の可否を判断する。

⑤ （略）

⑥ 共同生活援助におけるサテライト型住居の利用

共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）

場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である（原則1回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）。ただし、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。

②・③ （略）

④ 就労継続支援

就労継続支援事業の対象者は、A型及びB型ともに「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、支給決定の更新の段階で、協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、一般就労や他の事業の利用の可能性を検討し、更新の可否を判断する。

⑤ （略）

⑥ 共同生活援助におけるサテライト型住居の利用

共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）

におけるサテライト型住居は、地域において単身等で生活をした
いという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化を回
避する観点から、当該サテライト型住居に入居してから原則とし
て3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービ
ス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うもの
としている。

したがって、当該サテライト型住居への入居から3年を満たず
に支給決定の有効期間が終了する場合にあっては、当該有効期間
が終了した日の翌日から当該サテライト型住居への入居後3年が
経過する日までの期間を新たな有効期間として、支給決定の更新
を行うものとする。なお、サテライト型住居への入居から3年が
経過した者から、再度支給決定の更新の申請があった際には、市
町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、支
給決定を更新し、サテライト型住居において共同生活援助の提供
を行うことが可能である。また、サテライト型住居の利用継続の
必要性が認められない場合であっても、支給決定を更新し、サテ
ライト型住居以外の共同生活住居において共同生活援助の提供を
行うことは可能であること。

⑦ 共同生活援助における移行支援住居の利用

共同生活援助における移行支援住居は、共同生活援助の利用前
から、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対して集中
的な支援を実施する観点から、当該移行支援住居に入居してから
原則として3年の間に一人暮らし等へ移行できるよう、他の障害
福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援

におけるサテライト型住居は、地域において単身等で生活をした
いという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化を回
避する観点から、当該サテライト型住居に入居してから原則とし
て3年の間に一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービ
ス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うもの
としている。

ただし、入居から3年間を超える支給決定の更新の申請があっ
た場合には、市町村審査会の意見を聴き、引き続き、サテライト型
住居を利用することにより単身生活への移行が見込まれる場合等
については支給決定を更新し、サテライト型住居において共同生
活援助の提供を行うことが可能である。なお、サテライト型住居
の利用継続の必要性が認められない場合であっても、支給決定を
更新し、サテライト型住居以外の共同生活住居において共同生活
援助の提供を行うことは可能であること。

を行うものとしている。

したがって、当該移行支援住居への入居から3年を満たずに支給決定の有効期間が終了する場合にあっては、当該有効期間が終了した日の翌日から当該移行支援住居への入居後3年が経過する日までの期間を新たな有効期間として、支給決定の更新を行うものとする。なお、移行支援住居への入居から3年が経過した者から、再度支給決定の更新の申請があった際には、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に限り、支給決定を更新し、引き続き、移行支援住居において共同生活援助の提供を行うことが可能である。また、移行支援住居の利用継続の必要性が認められない場合であっても、支給決定を更新し、移行支援住居以外の共同生活住居において共同生活援助の提供を行うことは可能であること。

⑧ 共同生活援助における退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費

共同生活援助における退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費は、退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等を行うことを目的として共同生活住居を退居した日の属する月から原則として3月の間に限り算定を可能としている。

ただし、利用期間の満了時に引継ぎを行うべき障害福祉サービス事業者等と引き続き調整が必要な場合など、市町村審査会の意見を聴き、3月を超えて引き続き支援が必要であると認めた場合に限り、支給決定の更新（1回）が可能である。

(2) (略)	(2) (略)
---------	---------